

大分大学学術情報拠点専門委員会細則

平成20年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学学術情報拠点規程（平成20年規程第7号。以下「拠点規程」という。）第14条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(学術情報専門委員会の審議事項)

第2条 拠点規程第14条第1項第1号に規定する学術情報専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術情報政策の立案に関すること。
- (2) 学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）（以下「図書館等」という。）の管理運営の基本方針に関すること。
- (3) 図書館等の予算の執行に関すること。
- (4) 図書館等資料の運用及び整備に関すること。
- (5) その他図書館等の運営に関する必要事項

(学術情報専門委員会の組織)

第3条 学術情報専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点長
 - (2) 副拠点長（医学図書館担当）
 - (3) 学術情報室長
 - (4) 学術情報を担当する専任教員
 - (5) 学術情報を担当する協力教員のうちから1人
 - (6) 各学部（医学部を除く。）から選出された教授又は准教授 各1人
 - (7) 医学部医学科から選出された教授又は准教授 1人
 - (8) 医学部看護学科から選出された教授又は准教授 1人
 - (9) 医学部附属病院から選出された教授又は准教授 1人
 - (10) 学術情報課長
 - (11) その他拠点長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、拠点長が指名する。
- 3 第1項第6号から第9号まで及び第11号の委員は、学長が任命する。
- 4 第1項第6号から第9号まで及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学術情報専門委員会に委員長を置き、拠点長をもって充てる。
- 6 委員長は、学術情報専門委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(情報基盤専門委員会の審議事項)

第4条 拠点規程第14条第1項第2号に規定する情報基盤専門委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 基盤情報システム整備計画の立案に関すること。
- (2) 学術情報拠点（情報基盤センター）及び学術情報拠点（医学情報センター）（以下「情報センター」という。）の管理運営の基本方針に関すること。
- (3) 情報センターの予算の執行に関すること。
- (4) その他情報センターの運営に関する必要事項

(情報基盤専門委員会の組織)

第5条 情報基盤専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点長
- (2) 副拠点長（情報基盤センター担当）

- (3) 副拠点長（医学情報センター担当）
 - (4) 情報基盤室長
 - (5) 情報基盤を担当する専任教員
 - (6) 情報基盤を担当する協力教員のうちから1人
 - (7) 各学部（医学部を除く。）から選出された教授又は准教授 各1人
 - (8) 医療情報部長
 - (9) 医学部医学科から選出された教授又は准教授 1人
 - (10) 医学部看護学科から選出された教授又は准教授 1人
 - (11) 学術情報課長
 - (12) その他拠点長が必要と認めた者
- 2 前項第6号の委員は、拠点長が指名する。
 - 3 第1項第7号、第9号、第10号及び第12号の委員は、学長が任命する。
 - 4 第1項第7号、第9号、第10号及び第12号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 情報基盤専門委員会に委員長を置き、拠点長をもって充てる。
 - 6 委員長は、情報基盤専門委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

- 第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を専門委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

- 第7条 専門委員会に、学術情報拠点に置く施設に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、拠点長が別に定める。

（事務）

- 第8条 専門委員会に関する事務は、研究・社会連携部学術情報課において処理する。

（雑則）

- 第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年細則第4号）

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 大分大学総合情報処理センター運営委員会規程（平成16年規程第140号）、大分大学附属図書館運営委員会規程（平成16年規程第126号）及び大分大学附属図書館医学分館運営委員会規程（平成16年規程第127号）は、廃止する。